



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

〔府令〕

〔政令〕

〔規則〕

- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令 (二四九)
- 総務省組織令の一部を改正する政令 (二五〇)
- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令 (二四九)
- 総務省組織令の一部を改正する政令 (二五〇)

- 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令 (文部科学二二八)
- 船舶員及び小型船舶操縦者法施行規則等の一部を改正する省令 (国土交通五八)
- 人事院規則九一(一) (俸給表の適用範囲) の一部を改正する人事院規則 (人事院九一(一)六五)
- 人事院規則九一(一)六(俸給の調整額) の一部を改正する人事院規則 (同九一(一)六一八〇)
- 人事院規則一(一)八(職員の定年) の一部を改正する人事院規則 (同一一(一)八一三七)

- 平成二十八年熊本地震による災害に付いての総合法律支援法第三十三条第一項第四号の規定による指定等に関する政令 (二五三)
- 所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (二五四)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 (二五五)
- 児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令 (二五六)
- 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府四七)

- 平成二十九年歌会始お題「野」の詠進歌の選者が定められた件 (宮内厅六)
- 一般社団法人警備員特別講習事業セミナーから住所及び講習会を行う事務所の所在地の変更の届出があつた件 (国家公安委二七)
- 除籍が滅失した件 (法務三六二)

○

△

○

〔省令〕

- 地方税法施行規則の一部を改正する省令 (総務七〇)
- 総務省組織規則の一部を改正する省令 (同七一)
- 人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令 (法務三八)

- 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令 (文部科学二二八)
- 船舶員及び小型船舶操縦者法施行規則等の一部を改正する省令 (国土交通五八)
- 人事院規則九一(一) (俸給表の適用範囲) の一部を改正する人事院規則 (人事院九一(一)六五)
- 人事院規則九一(一)六(俸給の調整額) の一部を改正する人事院規則 (同九一(一)六一八〇)
- 人事院規則一(一)八(職員の定年) の一部を改正する人事院規則 (同一一(一)八一三七)

- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件 (同三六五)
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件 (同三六六、三六七)

- 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件 (同六九)
- 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件 (環境六八)
- 夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件の一部を改正する件 (同七〇)

- 登録調査機関の調査業務を行ふ事務所の所在地を変更する件 (特許庁一一)
- 土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件 (国土交通八五九)
- 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件 (同六九)
- 夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件の一部を改正する件 (同七〇)

- 登録調査機関の調査業務を行ふ事務所の所在地を変更する件 (特許庁一一)
- 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件 (同六九)
- 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件 (環境六八)
- 夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件の一部を改正する件 (同七〇)

〔国会審議〕

- 内閣復興庁 公害等調整委員会 財務省 厚生労働省

〔官庁報告〕

- 平成二十八年度司法修習生採用選考公告 (最高裁判所)

〔公告〕

- 諸事項

- 平成二十八年度司法修習生採用選考公告 (最高裁判所)

〔公告〕

- 諸事項

- 官庁公証人法第十三条规定する公証人の採用、直轄災害復旧事業の完了、建設業の許可の取消処分、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係 (以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

三

九

二 前号イからハまでに掲げる無線局に係る電波の利用の促進に関する事務（情報通信国際戦略局及び情報流通行政局の所掌に属するものを除く）。

第一条を次のように改める。

第二百二条削除

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍晋三
総務大臣 山本早苗

財務省組織令の一部を改正する政令を以て公布する。

御名 御璽
内閣総理大臣 安倍晋三
平成二十八年七月一日

政令第二百五十一号
内閣総理大臣 安倍晋三
財務省組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣総理大臣 安倍晋三
財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第九十三条中「四人」を「五人」に改める。

第九十四条第二項中「三人」を「二人」に改める。

附 則

この政令は、平成二十八年七月十日から施行する。

内閣総理大臣 安倍晋三
財務大臣 麻生太郎

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令を以て公布する。

御名 御璽

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第二百五十二号
独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。
内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センタ法（平成十四年法律第六百六十二号）附則第八条の十第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
（法第三十条第一項第四号の政令で定める地区及び期間）

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。附則中第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。
(法附則第八条の十第一項の政令で定める施設)第十六条 法附則第八条の十第一項の政令で定める施設は、セントラルが東京都新宿区霞ヶ丘町(一番、二番、二番地先、三番、三番地先、四番、四番地先、十番、十番地先及び十五番に限る)並びに渋谷区千駄ヶ谷一丁目(十五番、十五番地先、十六番及び十六番地先に限る)及び二丁目(二十三番、三十三番地先及び三百五十九番に限る)の区域において整備する競技場とする。

御名 御璽
内閣総理大臣 安倍晋三
平成二十八年七月一日

政令第二百五十一号
内閣総理大臣 安倍晋三
文部科学大臣 駒 浩

財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第九十三条中「四人」を「五人」に改める。

第九十四条第二項中「三人」を「二人」に改める。

附 則

この政令は、平成二十八年七月十日から施行する。

内閣総理大臣 安倍晋三
財務大臣 麻生太郎

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣 安倍晋三
財務大臣 麻生太郎

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣 安倍晋三

（法第三十条第一項第四号に規定する非常災害の指定）所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

第一條 総合法律支援法（次条において「法」という）第三十条第一項第四号に規定する非常灾害として、平成二十八年熊本地震による災害を指定する。

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第三十条第一項第四号の政令で定める地区及び期間）

政令第二百五十四号
所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

第二条第一項中第八十号の五を第八十号の六とし、第八十号の二から第八十号の四までを一号ずつ繰り下げる。第八十号の次に次の一号を加える。

八十の二 ピス(二-エチルヘキシル)・水素・ホスフアート二%以下を含有するものを除く。ただし、ピス(二-エチルヘキシル)・水素・ホスフアート二%以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第八十五号の九を第八十五号の十一とし、第八十五号の六から第八十五号の八までを二号ずつ繰り下げる。第八十五号の五を第八十五号の六とし、同号の次に次の一号を加える。

八十五の七 二-セカンダリーブチルフェノール及びこれを含有する製剤

第二条第一項第八十五号の四の次に次の一号を加える。

八十五の五 ブチル(トリクロロ)スタンナン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第九十八号の十を第九十八号の十二とし、第九十八号の四から第九十八号の九までを二号ずつ繰り下げる。第九十八号の三中「製剤」の下に「ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・一%以下を含有するものを除く。」を加え、同号を同項第九十八号の五とし、同項中第九十八号の二〇一%以下を含有するものを除く。」に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晃二

この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による表示がされているものについては、平成二十八年十月三十一日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第五条 この政令の施行前にした二-メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するリットル以下の容器に収められたものであつて、二-メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

八十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤

九十八の三 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤

九十八の四 無水酢酸及びこれを含有する製剤

九十八の五 ブチル(トリクロロ)スタンナン及びこれを含有する製剤

九十九の六 メルカブトエタノール一〇%以下を含有する製剤

九十九の七 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の八 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の九 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の十 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の十一 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の十二 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の十三 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の十四 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の十五 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の十六 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の十七 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の十八 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の十九 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の二十 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の二十一 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の二十二 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の二十三 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の二十四 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の二十五 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の二十六 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の二十七 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の二十八 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の二十九 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の三十 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の三十一 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の三十二 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の三十三 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の三十四 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の三十五 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の三十六 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

九十九の三十七 メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣 安倍 晃二

政令第一百五十六号

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第四百五号)の一部を次のように改正する。

第二条の四第二項を次のように改める。

2 法第九条第一項の規定による手当の支給の制限は、同項に規定する所得が次の表の第一欄に定める区分に応じて同表の第二欄に定める額未満であるときは同表の第三欄に定める法第五条第二項に規定する監護等児童の数に応じて手当のうち同表の第四欄に定める額に相当する部分について、当該所得が同表の第一欄に定める区分に応じて同表の第二欄に定める額以上であるときは手当の全部について、行うものとする。

第一欄 法第九条第一項に規定する扶養親族等と き	第二欄	第三欄	第四欄
一、九二〇、〇〇〇円	一人	基本額一部支給停止額	基本額一部支給停止額
二、一〇〇〇円	二人	基本額一部支給停止額	基本額一部支給停止額
三、一〇〇〇円	三人以上	停止額を加えて得た額	停止額を加えて得た額